

前橋市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、
包括外部監査人である松井理から監査の結果に関する報告の提出があったので、同
法第252条の38第3項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年4月3日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	長	岡	敏
同	鈴木	俊	司
同	金	井	清